

## 公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス事務規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日 規程第 122 号  
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 24 号

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学事務組織規程第2条第4項に定めるところにより、公立大学法人横浜市立大学学則第4条に定める医学部、第6条に定める医学研究科及び第10条に定める附属病院（以下、「福浦キャンパス」という。）を所管する事務組織等について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における「職員」とは、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則に定められたもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「福浦職員」とは、福浦キャンパスに勤務する教育職員（以下「福浦教員」という。）、病院教員、一般職員、派遣職員、非常勤職員及びアルバイトをいう。
- (2) 「課長等」とは、第4条第1項第1号及び横浜市立大学附属病院規程（以下「附属病院規程」という。）第23条第3項に定める課長をいう。
- (3) 「係長等」とは、第4条第1項第1号及び附属病院規程第23条第3項に定める係長をいう。

### (組織)

第3条 福浦キャンパスに医学・病院統括部を置く。

2 医学・病院統括部に医学・病院企画課、総務課、臨床研究推進課、職員課、医学教育推進課、医事課及び地域連携課を置く。

### (職員)

第4条 医学・病院統括部に次の職員を置く。

- (1) 医学・病院統括部長、医学・病院企画課長、総務課長、臨床研究推進課長、職員課長、医学教育推進課長、医事課長、地域連携課長、担当部長、担当課長、副課長、課長補佐、担当係長及び主任
- (2) 事務職員、技術職員、医療技術職員及びその他必要な職員
- 2 医学・病院統括部長は上司の命を受け所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 医学・病院企画課長、総務課長、臨床研究推進課長、職員課長、医学教育推進課長、医事課長、地域連携課長、担当部長、担当課長、副課長、課長補佐、担当係長及び主任は、それぞれ上司の命を受け所管する業務を運営し、執行する。
- 4 事務職員、技術職員及び医療技術職員等は上司の命を受け、所属の業務に従事する。

### 医学・病院企画課

- (1) 附属病院、学則第10条に定める市民総合医療センター及び医学部に関連する事項の調整（各部署が単独で対応できることは除く。）
- (2) 福浦キャンパスの経営に関する施策の総合企画、立案及び調整に関すること。

- (3) 福浦キャンパスの中期計画及び中期目標に関すること。
- (4) 附属病院の予算、決算に関すること。
- (5) 収入および支出に関すること。(他の所管するものを除く。)
- (6) 附属病院の契約に関すること。
- (7) 附属病院の医薬材料等物品購入、管理及び契約に関すること。
- (8) 附属病院の医薬材料費率縮減に係わる施策の企画立案等に関すること。
- (9) 附属病院の物流、滅菌業務等委託契約管理に関すること。
- (10) 医学・病院統括部長からの特命事項に関すること。

#### 総務課

- (1) 医学・病院統括部の事務連絡、調整に関すること。
- (2) 附属病院の文書及び公印の管守に関すること。
- (3) 附属病院の諸規程の制定、改廃及び申請に関すること。
- (4) 附属病院の広報（Web サイト管理、撮影・取材対応等）に関すること。
- (5) 福浦キャンパスの災害対策に関すること。(他の担当の所管に属するものを除く。)
- (6) 病院の実習や見学の受入に関すること。
- (7) 病院のテナント契約に関すること。
- (8) 病院に対する寄附の受入れに関すること。
- (9) 福浦キャンパスの施設・設備の維持管理に関すること。
- (10) 福浦キャンパスの施設・設備の改修に関すること。
- (11) 福浦キャンパスの施設・設備の更新計画の立案に関すること。
- (12) 福浦キャンパスのセキュリティー対策に関すること。
- (13) 附属病院の医療機器管理に関すること。
- (14) 附属病院の電子カルテ等、病院情報システムの構築、運用及び改善に関すること。
- (15) 附属病院の病院内 IT 化の推進に関わる企画、立案、調整等に関すること。
- (16) 附属病院の医療情報の活用に関すること。
- (17) 医療情報部との連携に関すること。(他の主管に属さないこと)
- (18) 他の部、担当、科の主管に属しないこと。

#### 臨床研究推進課

- (1) 次世代臨床研究センターの運営に関すること。
- (2) 臨床研究の推進に関すること。
- (3) 臨床研究中核病院の整備事業に関すること。
- (4) 国家戦略特区の病床規制緩和等に関すること。
- (5) 横浜臨床研究ネットワークに関すること。
- (6) 福浦キャンパスの各倫理委員会に関すること。
- (7) 福浦キャンパス及び市民総合医療センターの倫理教育に関すること。
- (8) 再生医療及び認定再生医療等委員会に関すること。
- (9) 福浦キャンパス及び市民総合医療センターの利益相反管理に関すること。
- (10) 臨床研究の適正な実施に関すること。

## 職員課

- (1) 福浦職員の人事及び組織に関すること。
- (2) 福浦職員の選考、採用に関すること。
- (3) 福浦職員の服務に関すること。
- (4) 福浦職員の人材育成、研修に関すること。
- (5) 福浦職員の給与、手当に関すること。
- (6) 福浦職員の衛生管理、福利厚生に関すること。
- (7) 臨床研修センターに関すること。
- (8) 附属病院及び市民総合医療センターの看護職員の採用確保に関すること。
- (9) Y C U 看護キャリア開発支援センター及び特定行為研修に関すること。
- (10) 医師の働き方改革に関すること。

## 医事課

- (1) 医事業務に関すること。
- (2) 医療の訴訟に関すること。
- (3) 外来運営に関すること。
- (4) 救急に関すること。
- (5) 患者サービスに関わる施策の企画立案に関すること。
- (6) 患者からの意見・要望・相談に関すること。
- (7) 患者相談窓口に関すること。
- (8) ボランティアに関すること。
- (9) 診療報酬に関する総合調整に関すること。
- (10) 診療報酬確保策の企画立案に関すること。
- (11) 施設基準に関すること。
- (12) 診療費に関わる相談に関すること。
- (13) 診療記録の管理、活用、指導及び開示に関すること。
- (14) クリニカルパスの管理、審査および分析に関すること。
- (15) がん登録、データ活用に関すること。
- (16) DPC コーディングに関すること。
- (17) DPC 分析に関すること。
- (18) 附属病院の医療情報の分析および活用に関すること。
- (19) 附属病院規程第14条に規定する医療情報部との連携に関すること。（他の主管に属さないこと）
- (20) 医師の事務作業補助に関すること。

## 地域連携課

- (1) 地域医療連携（全般）に関すること。
- (2) 地域医療機関との連携推進に関わる施策の企画立案に関すること。
- (3) 患者サポートセンターの事務に関すること。
- (4) 抱点病院（認知症・がん相談・HIV・HPVワクチン相談）の事務に関すること。
- (5) 医療・福祉相談（ソーシャルワーク業務）に関すること。

(6) 抱点病院事業等に係るがん・認知症・難病・肝疾患等の相談支援に関すること。

(7) 地域医療連携（主に入退院支援）に関すること。

(8) チャイルド・ライフ・スペシャリスト（CLS）の業務に関すること。

(9) 臨床倫理コンサルテーションやHIV診療等、院内のチーム医療に関するこ

#### 医学教育推進課

(1) 医学部及び医学研究科の学務・教務に関すること。（履修相談、学習支援を含む。）

(2) 医学部及び医学研究科の非常勤講師の委嘱・執行に関するこ

(3) 医学部及び医学研究科の学生の身分、諸証明に関するこ

(4) 医学研究科の入試に関するこ

(5) 医学部及び医学研究科の学位に関するこ

(6) 医学部及び医学研究科の定員に関するこ

(7) 医学部及び医学研究科の予算・執行管理・経理業務に関するこ

(8) 医学部及び医学研究科の庶務及び広報に関するこ

(9) 医学部及び医学研究科の災害対策に関するこ

(10) 医学部及び医学研究科の国際化推進に関するこ

(11) 医学部及び医学研究科の施策の総合企画、立案及び調整に関するこ

(12) 医学部及び医学研究科の中期計画並びに中期目標に関するこ

(13) 医学部及び医学研究科のFD支援、授業評価に関するこ

(14) 医学部及び医学研究科の地域貢献に関するこ

(15) 医学部及び医学研究科に在籍する学生の奨学金に関するこ

(16) 医学部及び医学研究科に在籍する学生の厚生、保健、衛生、カウンセリングに関するこ

(17) 医学部及び医学研究科に在籍する学生の学生生活、課外活動等に関するこ

(18) 医学部後援会に関するこ

(19) 有美会、献体等感謝の集い、動物慰靈祭に関するこ

(20) 医学教育センターに関するこ

(21) 国・県等の補助金事業に関するこ

(22) 履修証明プログラムに関するこ

(23) 医学科長、看護学科長、医学部長及び医学研究科長の特命に関するこ

(24) YCU看護キャリア開発支援センターに関するこ（他の主管に属さないこ  
と）

5 医学・病院統括部長の、福浦キャンパスに係る専決事項は別表第1のとおりとする。

6 課長の、福浦キャンパスにかかる専決事項は別表第1のとおりとする。

7 別表第1に定めるもののほか、医学・病院統括部長及び課長の専決事項の処理について、横浜市立大学事務決裁規程の例による。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 規程第 23 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和7年規程第24号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表第1

### 1 基本事項

部長専決事項	課長専決事項
(1)事務事業の計画の樹立及び執行に関すること。	
(2)国、県、市等に対する意見書、要望書、計画書等の提出に関すること。	
(3)要望等の処理に関すること。	(1)軽易な（注1）要望等の処理に関すること。

### 2 文書に係る事項

部長専決事項	課長専決事項
(1)規程の軽易な（注1）改正に関すること。	
(2)要綱及び要領の制定及び改廃に関すること。	
(3)告示、公告その他公示に関すること。	(1)軽易な（注1）告示、公告その他公示に関すること。
(4)申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。（本法人が行うものと受理するものの両者を含む。）	(2)軽易な（注1）申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。（本法人が行うものと受理するものの両者を含む。）
(5)許可その他処分に関すること。	(3)軽易な（注1）許可その他処分に関すること。
	(4)諸証明に関すること。
(6)局長及び病院長決裁を必要としない文書の開示に関すること。	(5)軽易な（注1）文書の開示に関すること。

### 3 人事に係る事項

部長専決事項	課長専決事項
(1)福浦キャンパスの非常勤職員の任免 (注2)（退職及び懲戒に関するものを除く。）に関すること。	(1)福浦キャンパスのアルバイトの雇用に関すること。（職員課長）
	(2)福浦キャンパスの非常勤職員（アルバイトを含む）の退職に関すること。（職員課長）
(2)福浦教員、課長等及び係長等の育児休業、病気休職及び復職に関すること。	(3)福浦職員（病院教員、係長以上の職員を除く。）の病気休職及び復職に関すること。（職員課長）
(3)福浦教員、課長等及び係長等の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務に関すること。	(4)福浦職員（病院教員、係長等以上の職員を除く。）の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務に関すること。（職員課長）
(4)福浦教員、課長等以上の福浦職員の兼業及び他の事業等の従事に関すること。	(5)係長等以下の福浦職員（病院教員を除く。）の兼業及び他の事業等の従事に関すること。
	(6)福浦職員（福浦教員、病院教員を除く。）の出張に関すること。
(5)福浦教員、課長等以上の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。（注3）	(7)係長等以下の福浦職員（病院教員を除く。）の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。（注3）
	(8)福浦職員（福浦教員、病院教員を除く。）の欠勤届の報告に関する事（職員課長）。
(6)訴訟（和解、調停等を含む。）の代理人の指定に関すること。	
(7)表彰、儀式、及び行事に関する事。	
	(9)福浦職員の公務災害補償及び労働災害補償の認定及び支出決定に関する事。（職員課長）

#### 4 予算の編成及び執行に係る事項

部長専決事項	課長専決事項
(1)附属病院に係る使用料、手数料その他の徴収金の減免に関すること。	(1)附属病院に係る軽易な（注1）使用料、手数料その他の徴収金の減免に関すること。
	(2)附属病院に係る予算に定めた支出予算の振替及び流用に関すること。（医学・病院企画課長）
	(3)督促並びに延滞金及び違約金の徴収に関すること。
	(4)保証金の徴収及び還付に関すること。
(2)附属病院に係る債権の保全に関すること。	
(3)附属病院に係る長期借入金及びその手続に関すること。	(5)附属病院に係る長期借入金の償還及び利子の支払並びに借入に関する諸報告等に関すること。（医学・病院企画課長）
(4)1件100,000,000円未満の支出予算の執行に関すること。（ただし、損害賠償及び支払金額の確定している諸給与金その他の支出を除く）。（注4）	(6)設計書、仕様書、設計図等の設計図書の決定（変更決定を含む。）に関すること。（注3）
(5)賠償価額1件1,000,000円未満の損害賠償に関すること。	(7)1件50,000,000円未満の支出予算の執行に関すること。（ただし、損害賠償及び支払金額の確定している諸給与金その他の支出を除く）。（注4）
	(8)賠償価額1件100,000円未満の損害賠償に関すること。
	(9)支払金額の確定している諸給与金その他の支出に関すること。（職員課長）
	(10)諸収入金に係る受入、債権の確定、修正及び過誤納金の還付の決定に関すること。

## 5 財務に係る事項

部長専決事項	課長専決事項
(1) 1件100,000,000円未満の財産の売払、譲与その他の処分の決定に関すること。	(1) 1件50,000,000円未満の財産の売払、譲与その他の処分の決定に関すること。
(2) 賃借料月額1件1,000,000円以上の財産の借受けの決定に関すること。	(2) 賃借料月額1件1,000,000円未満の財産の借受けの決定に関すること。
(3) 賃貸料月額1件1,000,000円以上の財産の貸付けの決定に関すること。	(3) 賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産の貸付けの決定に関すること。
(4) 1件10,000,000円未満の寄附又は贈与の受納に関すること。	(4) 1件5,000,000円未満の寄附又は贈与の受納に関すること。
	(5) 財産の登記及び登録に関すること。
	(6) 取得資産の所有権の移転及び貸付の決定に関すること。
	(7) 不用品の廃棄に関すること。 (医学・病院企画課長)

## 6 契約に係る事項

部長専決事項	課長専決事項
	(1) 契約審査会に関すること。
	(2) 入札の執行に関すること。
(1) 1件100,000,000円以上の物品、労力、その他の調達等（注5）の契約、委託契約及び工事又は製造の請負契約の見積書の徵収、予定価格の決定及び契約の締結に関すること。	(3) 1件100,000,000円未満の物品、労力、その他の調達等（注5）の契約、委託契約及び工事又は製造の請負契約の見積書の徵収、予定価格の決定及び契約の締結に関すること。
(2) 1件100,000,000円以上の財産の売払、譲与その他の処分の契約に関すること。	(4) 1件100,000,000円未満の財産の売払、譲与その他の処分の契約に関すること。

(3)賃借料月額1件1,000,000円以上の財産の借受けの契約に関すること。	(5)賃借料月額1件1,000,000円未満の財産の借受けの契約に関すること。
(4)賃貸料月額1件1,000,000円以上の財産の貸付けの契約に関すること。	(6)賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産の貸付けの契約に関すること。
(5)医学・病院統括部長専決事項に係る契約の変更（金額の変更を伴うもの。）及び課長専決事項に係る契約の変更並びにこれらの契約の解除に関すること。	(7)医学・病院統括部長専決事項に係る契約の変更（金額の変更を伴わないものに限る。）及び課長専決事項に係る契約の変更並びにこれらの契約の解除に関すること。
	(8)支出を伴わないに契約に関すること。

## 7 出納に係る事項

部長専決事項	課長専決事項
(1)現金又は物品の亡失又はき損に関すること。	
(2)金銭の徴収又は収納の委託及び支出事務の委託に関すること。	
	(1)金銭の支払請求に関すること。
	(2)戻入及び戻出の決定に関すること。 (医学・病院企画課長)
	(3)金銭の支払行為に関すること。 (医学・病院企画課長)

## 8 その他

部長専決事項	課長専決事項
(1) その他前各号に準ずる事項に関すること。	(1) その他前各号に準ずる事項に関すること。

(注1) 「軽易な」とは、定例的かつ定型的なものや、所管課内で処理が完結するものをいう。

(注2) 「任命」には、採用、再任、昇任、降任、解雇の決定等が含まれる。

(注3) 休暇、欠勤、その他の願届出を要する処理及び勤務命令については、事務処理の迅速化の観点から、所属長等でも専決できることとする。

(注4) 横浜市立大学附属病院機種等選定委員会要綱又は横浜市立大学附属病院仕様決定委員会要綱の対象となる仕様の決定は除く。

(注5) 「支出予算の執行金額」は、物品等の借入れにかかる調達契約又は一定期間継続して提供を受ける委託契約にあっては、その期間が1年を超える場合は1年当たりの執行予定概算額に応じて区分を決定する。

(注6) 「物品、労力その他の調達等」には、物品の調達又は労力の調達のほか、その両者の調達を合併したもの（※1）及びそれに付随して発生する費用等（※2）が含まれる。

※1 自動車の借上げ、修繕、印刷製本等

※2 金融機関に支払う振込手数料、送金手数料（外国送金を含む）、行政手数料、収納関連手数料、特許関連費用（報酬謝金・補償金以外）、航空チケット・会場使用料等のキャンセル料又は違約金、行政手続代行にかかる手数料等